

1 (素案)
2
3
4
5

6 沖縄県過疎地域持続的発展計画
7
8 (令和8年度～令和12年度)

9
10
11
12
13
14
15
16

17

18

19

20

21

22 令和8年〇月

23
24
25

26 沖縄県
27

1

2

目 次

第1章 基本方向.....	1
第1節 基本的な事項.....	1
1. 計画策定の意義.....	1
2. 計画の性格.....	1
3. 計画の期間.....	2
4. 計画の目標.....	2
5. 計画の達成状況の評価に関する事項.....	3
第2節 施策展開の基本方針.....	6
第2章 施策の展開.....	7
第1節 生活基盤の充実と不利性の克服等による定住条件の整備.....	7
1. 生活環境の整備.....	7
2. 交通施設の整備、交通手段の確保の促進.....	10
3. 教育の振興.....	12
4. 保健医療の確保.....	13
5. 子ども・子育て支援の充実、高齢者・障害者等の福祉の向上及び増進.....	14
6. 地域文化の振興等.....	15
7. 集落の整備.....	16
第2節 地域の資源・魅力と特性を生かした産業振興と地域経済の活性化.....	18
1. 産業の振興.....	18
第3節 施策展開を支える取組の推進.....	21
1. 移住・地域間交流の促進による人材の確保・育成.....	21
2. 地域における情報化.....	23
第4節 過疎市町村等に対する援助.....	24
【参考】主な取組の対象市町村一覧表.....	38

1 第1章 基本方向

2 第1節 基本的な事項

4 1. 計画策定の意義

5 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)(以下「過疎対策法」と
6 いう。)に基づき公示された過疎市町村は2市3町12村の17団体、また、同法施行令に基づき公示さ
7 れた特定市町村及び特別特定市町村は1町1村の2団体で、これらの計19団体は県下41市町村の
8 46.3%を占め、人口104,282人(令和2年国勢調査)、面積1,208.65km²(令和2年国土地理院)で、県
9 人口の7.1%、県土の53.0%を占めている。(以下、過疎市町村に特定市町村及び特別特定市町村
10 を加えた市町村又は地域を「過疎市町村等」又は「過疎地域等」という。)

11 本県の過疎地域等の多くは小規模な離島及び本島北部の山間地であることから、地理的・
12 自然的条件からくる不利性の壁は厚く、地域の持続的な発展のための基礎条件の整備はいま
13 だ不十分で、なお、多くの格差が存在している。加えて、以前のような人口の激減状況は緩
14 和されたものの、地域の担い手となる若者の慢性的な流出や高齢化の進行等により、産業活
15 動や社会活動の停滞が懸念されている。

16 一方、本県の過疎地域等は、広大な海域に点在し、多様な特色を有する離島地域と、世界的に貴
17 重な野生生物の宝庫と言われている「やんばる」地域にある。これらの地域は、亜熱帯性の気候風土
18 の下で、食料の供給、水源の涵養、自然環境の保全、いやしの場の提供といった多面的・公益的機
19 能を有しており、県民生活にとって重要な役割を果たしているほか、離島地域にある過疎市町村等に
20 ついては、排他的経済水域や海洋資源等を有しており、国家的利益の確保に大きな役割を果たして
21 いる。

22 また、東京圏への人口の過度の集中により大規模な災害、感染症等による被害に関する危険の
23 増大等の問題が深刻化している中、国土の均衡ある発展を図るため、過疎地域等の担うべき役割
24 は、一層重要なものとなっている。

25 その他、近年、価値観の多様化や社会情勢の変化に伴い、物質的な豊かさや利便性を求めるこ
26 とから、心の豊かさや自然とのふれあいなど、ゆとりや潤いのある生活への志向が高まっている。今
27 後、過疎地域等の持続的発展を進めるに当たっては、地域毎に異なる個性豊かな自然環境、文化、
28 歴史的遺産等の魅力を積極的に評価し、これらを同地域が持つ「ソフトパワー」として具現化してい
29 く取組が重要である。

30 このような背景や課題を踏まえながら、沖縄県過疎地域持続的発展方針に基づき本計画を策定
31 し、県の取組等を明らかにする。

33 2. 計画の性格

34 本計画は、過疎対策法第9条の規定に基づく過疎地域持続的発展都道府県計画であるほか、新・
35 沖縄21世紀ビジョン基本計画の過疎対策に係る個別計画としての性格も有する。

3. 計画の期間

この計画の期間は、令和8年度から令和12年度までの5年間とする。
なお、必要に応じて計画期間内においても、計画の見直しを行うものとする。

4. 計画の目標

本計画における施策展開を過疎市町村等と連携しながら推進することにより、沖縄県過疎地域持続的発展方針で定めた過疎対策の理念である『過疎地域等における持続可能な地域社会の形成及び地域資源等を活用した地域活力の更なる向上(過疎地域等の持続的発展)』の実現を目指す。

本計画においては、本県の過疎地域等が目指すべき姿を指向しつつ、「生活基盤の充実と条件不利性の克服等による定住条件の整備」と「地域の資源・魅力と特性を生かした産業振興と地域経済の活性化」を推進するとともに、施策展開を下支えする、移住・地域間交流の促進による人材の確保・育成や情報通信基盤の整備・ICTの活用等を展開することで、過疎地域等がそれぞれの個性と潜在力を発揮する、活力と希望にあふれる地域社会を実現することを目標とする。

本計画の目標実現のために実施される諸施策事業の成果等を前提に、令和7年における本県の過疎地域等の人口を展望すると、9.5万人以上を維持することが見込まれる。

【参考】

	基準値 (R2)	計画の展望値 (R12)	将来推計人口 (R12)
過疎地域等の人口	9.9万人	9.5万人	9.3万人

注1：基準値 (R2) は、令和2年国勢調査における人口

注2：計画の展望値 (R7) は、令和4年1月に沖縄県と沖縄県振興審議会が取りまとめた次期沖縄振興計画（案）の第7章「1 社会分野における展望値」の令和13年の本県総人口の展望値148.6万人から算出した令和12年時点における人口

注3：将来推計人口 (R12) は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（令和5年推計）」における人口

注4：合併前の旧市町村区域のデータが抽出できないため、「過疎地域等の人口」は一部過疎地域（南城市旧知念村区域）を含まない数値を記載

基本施策の成果指標(KPI)

基本施策	成果指標	基準値	目標 (令和12年度)
生活基盤の充実と不利性の克服等による定住条件の整備	過疎地域の人口社会増	129人 (R6.10月～R7.9月)	増加 (R6.10月～R12.9月の累計)
地域の資源・魅力と特性を生かした産業振興と地域経済	過疎市町村内総生産額	335,053百万 (R4)	345,926百万
施策の展開を支える取組の推進	過疎地域の生産年齢人口の割合	55.4% (R7.1.1)	53.9%

1 5. 計画の達成状況の評価に関する事項

2 本計画で定める施策等の検証にあたっては、庁内で組織する沖縄県離島過疎地域振興対策会議
3 において、PDCAサイクルによる検証作業を毎年度行い改善等を行う。
4

1 6. 施策体系



2

3

4

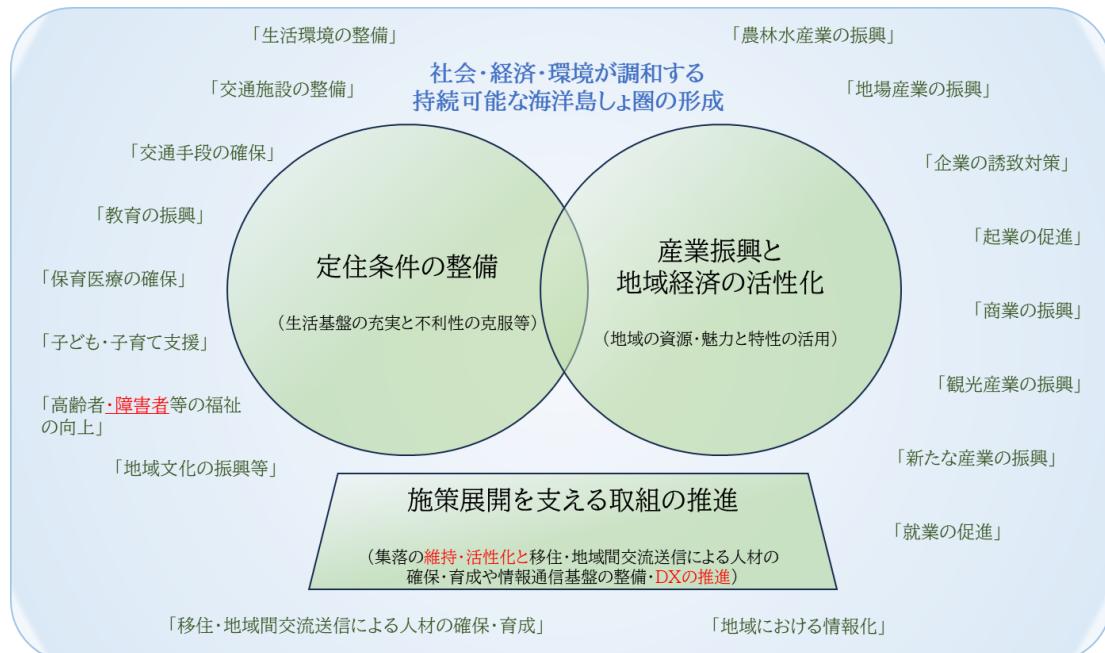


2 第2節 施策展開の基本方針

4 今後の本県の過疎対策の施策展開においては、「新・沖縄21世紀ビジョン基本計画」、「次代を拓
5 く持続可能な島づくり計画」、「沖縄21世紀ビジョンゆがふしまづくり計画（沖縄県まち・ひと・しごと創
6 生総合戦略）」及び「沖縄県SDGs実施指針」等を踏まえ、『環境との調和に十分に配慮しつつ、「生
7 活基盤の充実と不利性の克服等による定住条件の整備」と「地域の資源・魅力と特性を生かした産業
8 振興と地域経済の活性化』を基本方針とする。また、基本方針を下支えし、過疎地域等の持続的発
9 展を進めるため、移住・地域間交流の促進による人材の確保・育成や情報通信基盤の整備・ICTの
10 活用など、施策展開を支える取組を推進する。これらの基本方針等に基づき、施策展開に当たって
11 は、沖縄らしいSDGsに沿って取り組み、生態系を破壊せず環境容量の範囲で推進するなど、社会・
12 経済・環境が調和する持続可能な海洋島しょ圏の形成を念頭に置きながら、「生活環境の整備」、
13 「交通施設の整備、交通手段の確保の促進」、「教育の振興」、「保健医療の確保」、「子ども・子育て
14 支援の充実と高齢者・障害者等の福祉の向上及び増進」、「地域文化の振興等」、「集落の整備」及
15 び「産業の振興」並びに「移住・地域間交流の促進による人材の確保・育成」、「地域における情報化」
16 の諸施策をハードとソフトの両面から推進する。

17 また、過疎市町村等は、行政の規模が小さく、職員数が限られているという課題があることから、県
18 においては、過疎市町村等の相互連携に必要な連絡調整や人的、技術的な補完に必要な支援等
19 に取り組む。

図 1 施策展開の基本方針



「過疎地域の持続的発展」を目指す

第2章 施策の展開

第1節 生活基盤の充実と不利性の克服等による定住条件の整備



1. 生活環境の整備

(1) 施策展開

生活環境の整備は、住民が健康で文化的な生活を営み、若者の定住促進、循環型社会を実現し、快適な生活の確保と公衆衛生の向上及び地域の環境保全、防災・減災対策を図る上で極めて重要なことから、以下の事項について取り組む。

「自然環境の保全及び再生」

貴重な野生動植物の生息・生育地、生物多様性に富み学術的価値の高い植物群落、美しいサンゴ礁等の豊かな自然環境を有する陸域及び水域については、かけがえのない国民的資産であるという認識の下、これを良好な状態で次世代に継承するため、自然環境の保全、再生、継承及び持続可能な利用を目指し取り組む。特に、沖縄島北部及び西表島の世界自然遺産登録地は、希少な固有種が数多く生息・生育する自然環境が非常に豊かな地域であり、普遍的価値の維持と適正利用の両立をより図ることとする。

また、海岸域においては海岸漂着物を継続的に回収・処理することで海岸環境の保全を図る。

地球温暖化対策については、運輸部門の脱炭素化を図るため、電動車(EV・PHV)への転換を促し、脱炭素社会の実現に向けて取り組むとともに、併せてガソリンスタンドが少ないといった、離島・過疎地域の課題解決及び災害時のレジリエンス強化を図ることとする。

「水道施設、下水道処理施設等の整備」

水道施設について、水道水の安定給水に向けては、新規需要への対応、災害に強い施設整備、老朽化施設の更新等を計画的に実施する。さらに、小規模水道事業の運営基盤の強化を図り、安全・安心な水道水を安定的に将来にわたって供給できる水道の構築のため、多様な形態の水道広域化に取り組む。

下水道処理施設については、特定環境保全公共下水道事業をはじめ農業集落排水施設及び漁業集落排水施設の整備を促進するとともに、水質保全への意識向上を図りながら地域の状況に応じた効率的、効果的な下水道等の整備を促進する。また、生活排水の総合的な対策を進めるため、各町村及び関係機関との連携を強化し、合併処理浄化槽の計画的な整備を促進する。特定環境保全公共下水道事業においては、終末処理場など主要な施設について事業費、技術力等を勘案し、必要経費の負担等について関係市町村と協議の上、県代行による事業の推進を図る。

1
2 「ごみ処理施設等の整備」

3 ごみ処理施設の整備については、国及び各市町村と連携し、計画的にごみ処理施設の整備を促
4 進する。

5
6 「公園、公営住宅の整備」

7 都市公園の整備については、宮古広域公園整備事業の推進に取り組む。

8 公営住宅整備については、離島地域における低額所得者、高齢者等に対し、安心安全な公営住
9 宅の提供を目的に、建替を中心に整備事業を実施する。

10
11 「消防・防災体制の充実」

12 消防・防災体制の充実については、消防ポンプ自動車、小型動力ポンプ、救急自動車等及び防
13 火水槽等の消防水利の整備を促進するとともに、消防団員の装備等の充実を促進する。住民の連帶
14 意識に基づく自主防災組織を強化し、防火意識の高揚、火災予防活動の強化を図るとともに、消防
15 団員の確保及び資質の向上に努める。また、119番通報受理等を一元的に処理する消防共同指令
16 センターの運用により、過疎地域等を含めた広域的消防体制の連携強化を促進する。

17 急患搬送については、災害派遣要請等に基づき、自衛隊や海上保安庁の航空機により実施して
18 いるため、航空機の安全と添乗医師の確保に努めるとともに、急患搬送が円滑に行えるよう、関係機
19 関との連絡体制の強化を図る。さらに、消防・防災体制の強化を図るため、市町村と連携して消防防
20 災ヘリコプターの導入に取り組む。

21
22 「防災・減災対策のための社会基盤の整備」

23 自然災害による防災・減災対策として、河川整備については、大雨時の水災害を軽減させるため、
24 河川改修事業を実施する。

25 砂防施設の整備について国頭村および大宜味村においてそれぞれ自然災害による被害を軽減さ
26 せるため、砂防事業を実施する。

27 海岸保全施設の整備については、大宜味村、竹富町において、老朽化により機能が確保されてい
28 ない海岸保全施設の老朽化対策事業を実施する。

29
30 「再生可能エネルギーの利用推進」

31 過疎地域等において、「低炭素で災害に強い、沖縄らしい島しょ型エネルギー社会」の実現に向け、
32 地域特性に合った再生可能エネルギーの導入拡大を推進することにより、エネルギーの低炭素化、
33 自立分散化、地産地消化に取り組む。

34
35 「過疎地域等のSS（ガソリンスタンド）への対応」

36 過疎地域等のSS（ガソリンスタンド）への対応について、県では、過疎地域を含む一部離島のSS等
37 の維持・存続及び石油製品の安定供給を目的に、法定検査や設備更新、備品購入に係る経費の補

1 助などの支援を実施している。今後も、地域の実態把握を継続しながら、持続可能な燃料供給体制
2 の確保に向け、必要に応じて対策を検討する。

3

4 **「その他、生活環境の整備」**

5 その他、生活環境の整備として、離島住民の割高な船賃及び航空運賃を低減する沖縄離島住民
6 等交通コスト負担軽減事業を実施する。また、沖縄本島から小規模離島を中心とする県内の有人離
7 島へ輸送される石油製品等の輸送経費等を助成し、離島における割高な生活コストの軽減を図る。

8

9 **(2) 取組内容 別紙参考資料の一覧表のとおり**

10



1

2. 交通施設の整備、交通手段の確保の促進

3

4 (1) 施策展開

5 本県の過疎地域等は、沖縄本島北部と広大な海域に点在する多くの離島地域にあるため、交通
6 施設の整備と交通手段の確保を促進することは、地理的不利性を克服し、地域住民の生活の安定と
7 産業、定住条件の整備を進める上で不可欠であることから、以下の事項に取り組む。

8

9 「港湾、空港の整備」

10 港湾の整備については、輸送需要の増大と輸送形態の効率化に対応する港湾施設の整備を推
11 進するほか、海上交通の安全性・安定性の確保及び防災・減災対策などの港湾機能の強化を図る。
12 さらに、ユニバーサルデザインに対応した港湾空間の形成及び多様化し増大する海洋レクリエーショ
13 ン需要やクルーズ等に対応した施設の整備、漁船、遊漁船等の活動を支援する小型船だまりの整備、
14 北部拠点港湾としての特定地域振興重要港湾等の整備を推進するとともに、AI、IoTを活用したスマ
15 ートポート化への対応など、ハード・ソフトの両面から総合的な港湾機能の強化に取り組み、港湾利
16 用者及び地域住民が親しみ憩える自然環境を生かした港づくりを進める。

17 空港の整備については、航空路がまだ確保されていない離島における空港の必要性について、
18 引き続き検討する。また、既存空港については、航空路の維持や安全の確保に必要な空港施設の
19 更新整備と機能向上に取り組み、利用促進を検討・推進し、離島航空路の維持・拡充に努める。

20

21 「県道及び市町村道等の整備」

22 国道の整備については、日常の生活の中心となる都市や観光施設等へのアクセスを向上させる道
23 路整備を推進していく。

24 県道の整備については、定住条件の一層の改善を図り、誇りの持てる自立的な地域づくりを支援
25 する観点から、生活基盤の充実を図るため地域特性に配慮した道路を整備するとともに、離島の過
26 疎地域等における生活圏の一体化を目指す離島架橋については、社会情勢の変化等に注視し検
27 討を行う。

28 基幹的な市町村道については、事業費、技術力等を勘案し、必要経費の負担等について関係市
29 町村と協議の上、県代行事業として整備を図っていく。

30

31 「農道等の整備」

32 農道等の整備については、生産の近代化と流通機構の合理化等、生産性の向上を図る観点から
33 選択的に整備を進める。また、市町村が対応困難な基幹的農道等については、産業の振興を図るた
34 め、必要経費の負担等について関係市町村と協議の上、県の代行により整備を促進する。

35

1 「交通確保対策」

2 航空交通については、引き続き、運航費及び航空機購入費について国と協調して補助するととも
3 に、国庫補助対象外路線の運航費についても県独自の補助を実施する。また、県管理空港における
4 着陸料の軽減措置等、過疎地域等の住民の航空運賃の負担軽減を図るための支援に取り組む。

5 陸上交通については、引き続き、国及び関係市町村と協調しながら確保・維持に努め、空港、港湾、
6 市街地等との有機的な結節等を図るため、地域の特性に合わせた地域内交通手段の導入を促進す
7 るとともに、地域住民の安全・安心と利便性を支えるシームレスな陸上交通体系の構築を図る。また、
8 交通環境の変化に伴う地域の交通実態に即した交通安全施設等の整備、交通安全意識の普及・啓
9 発及び交通規制等を実施して交通の安全と円滑化を図る。

10 海上交通については、国及び関係市町村との連携を図りながら、離島航路の確保・維持に努める
11 とともに、経営の健全化及び適正な運航サービスの提供を促進する。あわせて、老朽化した船舶の
12 計画的な更新を支援することにより、離島船舶の運航の安定化及び離島の定住条件の整備を図る。

13

14 (2)取組内容 別紙参考資料の一覧表のとおり

15

16



5 3. 教育の振興

7 (1) 施策展開

8 過疎地域等における学校教育は、小規模校、少人数学級、複式学級が増加していく傾向にあることから、地域特性を生かした創意ある指導方法の改善や非常勤講師の派遣による複式学級の教育改善支援、情報教育環境の整備に努めるとともに、以下の事項に取り組む。

12 「公立小中学校等教育施設の整備」

13 高等学校の教育施設については、老朽化の著しい建物の改築又は改修(長寿命化)を計画的に取り組んでいく。学校の統合等については、市町村教育委員会の主体的な判断を尊重し、適切に対応していく。へき地教職員住宅の入居率は、地域や学校によって異なるが、高い傾向にある。へき地における教育の振興を図るため、引き続き、市町村と連携し、整備を促進する。

18 「社会教育施設、社会体育施設の整備」

19 社会教育施設については、地域における社会教育の拠点として住民の学習と活動を支援する役割に加え、地域コミュニティの活動拠点等としての役割も期待されることから、地域の実情に応じた施設の配置及び整備を促進する。また、公民館図書室等で図書館の代替を実施している町村に対しては、蔵書の拡充や司書等の専門職の配置等を促進することにより、読書環境の充実に向けた取組を推進する。

24 社会体育施設については、それぞれの地域の実情に即した施設整備を促進する。また、各市町村に総合型地域スポーツクラブの設置を促進し、地域住民が身近な地域でスポーツに親しむことができるよう推進する。

28 「教育の機会均等の確保」

29 高等学校が設置されていない離島からの高等学校への進学に対しては、寄宿舎と交流機能とを併せ持った施設の運営や通学、居住に要する経費の支援を行う。また、高校卒業後の進学に対しては、高等教育の修学支援新制度の適正な運用を行うなど、必要な支援に取り組む。さらに、離島における児童生徒が、スポーツ、文化芸術の教育活動で県内外に派遣される際の経済的負担軽減に努める。

35 (2) 取組内容については、別紙参考資料の一覧表のとおり



4. 保健医療の確保

(1) 施策展開

地域住民の健やかな暮らしと安心を支えるためには、地域の実情に応じた総合的な保健医療提供体制を確保する必要があることから、以下の事項に取り組む。

「医療の確保」

医療の確保については、離島・へき地診療所の整備を進めるとともに、医学生に対する修学支援や県立病院専攻医養成事業の実施等により医師の確保を図る。同時に、離島・へき地診療所では治療が困難な高度又は専門的な疾患等に対応するため、離島からの救急患者を搬送するドクターへリなどの運航、ヘリコプター等航空機に沖縄本島、宮古島及び石垣島の病院から医師等を添乗させる事業を実施し、救急患者搬送体制の充実強化を図るとともに、二次保健医療圏の中核病院を中心とした広域的な医療提供体制の整備を推進する。

無医地区、無歯科医地区については、へき地医療拠点病院による巡回診療、派遣医師制度の活用、診療所の施設や設備の整備、ドクターへリなどの航空機による急患搬送を円滑に実施する等、医療体制の充実強化に努める。

離島・へき地診療所では十分な対応が困難な眼科、耳鼻咽喉科等の特定診療科については、二次保健医療圏の中核病院を含むへき地医療拠点病院等の医療機関と連携した巡回診療等を実施することで過疎地域等の住民の受診機会の確保を図る。このほか、限られた医療資源を柔軟かつ効率的に活用し、かつ医師の負担軽減を図るため、オンライン診療を含む遠隔医療の導入を推進する。

沖縄県離島医療組合が運営する公立久米島病院に対しては、安定的運営ができるよう久米島町とともに継続的に支援していく。

離島に居住する患者等の島外の医療施設への通院に要する経済的負担を軽減するため、通院に係る運賃や宿泊費等の支援を実施し適切な医療を受ける機会の確保を図る。

「地域保健の確保」

地域保健の確保については、保健センター等の整備を促進し、疾病予防、健康診査、健康相談及び機能訓練等の保健事業の円滑な実施を推進する。地域保健活動を担う保健師については、地域住民のニーズに対応した保健指導等の活動が円滑に行えるよう、複数配置体制を推進する。町村が必要な対策を講じてもなお保健師を安定的に確保できない地域については、保健活動の円滑な実施や人材の確保及び現任教育等資質向上を図る。

(2) 取組内容については、別紙参考資料の一覧のとおり



5. 子ども・子育て支援の充実、高齢者・障害者等の福祉の向上及び増進

(1) 施策展開

次代を担う児童が健やかに生まれ育つための環境づくりや高齢者・障害者等の生活の安心を確保するため、以下の事項に取り組む。

「子ども・子育て支援の充実を図るための対策」

子ども・子育て支援の充実については、地域の実情に応じ、保育人材確保の支援や各種子育て支援事業の実施を促進するほか、子どもの貧困の解消に向けた施策を複眼的もしくは多角的に推進する。

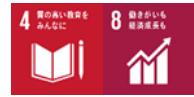
「高齢者・障害者等の福祉の向上及び増進を図るための対策」

高齢者福祉施設については、市町村の介護保険事業計画に基づく地域の実情にあった施設整備の支援に取り組む。また、介護サービスの基盤整備を支援するとともに、介護予防や高齢者の権利擁護などに取り組む。さらに、豊富な経験や知識、技術を持った高齢者の社会参加活動を促進するとともに、地域活動やスポーツ・文化活動など多様な活動の支援に取り組む。

障害のある人の地域生活を支える障害福祉サービスの提供や、相談支援体制の充実を図るため、地域のニーズを考慮しながら、人材育成等に努めるとともに、近隣自治体等関係者間の連携を強化し、支援体制の整備を促進する。

その他、少子高齢化の進行や人々の暮らしが多様化する中で、地域共生社会の実現に向けて、地域住民が抱える複雑化・複合化した支援ニーズに対応する断らない相談窓口の設置等、市町村における包括的な支援体制の整備を図る。

(2) 取組内容については、別紙参考資料の一覧表のとおり



1

2 6. 地域文化の振興等

3

4 (1)施策展開

5 地域の歴史・風土の中で育まれてきた個性豊かな地域文化は、人々を惹きつける魅力となるもの
6 であるほか、地域住民が等しく郷土文化にふれ、豊かな生活を営むためにも、その保存と継承、発展、
7 普及は重要であることから、以下の事項に取り組む。

8

9 「地域文化の保存、継承等」

10 地域文化の保存、継承等については、地域内にある有形、無形、民俗、記念物等の文化財の調
11 査を促進し、重要な文化財の指定を推進するとともに、これらの文化財の保存整備や活用を図る。

12 また、伝統行事や民俗芸能等の重要性と文化的価値を再評価した上で、地域資源として保全しつ
13 つ、観光、教育等に持続的に活用していくことで、適切な継承・発展を図る。さらに、過疎地域等にお
14 いては芸術鑑賞の機会が少ないとから、その機会の創出に努める。

15

16 「地域文化の振興等に係る施設指定等の促進」

17 地域文化の振興等に係る施設指定等の促進については、登録博物館・博物館相当施設の指定
18 等を促進する。

19

20 (2)取組内容については、別紙参考資料の一覧表のとおり

21



1

2 7. 集落の維持・活性化と整備

3

4 (1) 施策展開

5 住民の減少や高齢化が進行している実状、今後の人口減少が加速することを踏まえ、地域住民自
6 ら集落の目指す将来像を描けるように支援を行い、地域社会を存続させるための地域コミュニティ活
7 性化・集落整備を促進することが必要であることから、以下の事項に取り組む。

8

9 「集落の維持・活性化」

10 集落の維持については、集落住民自身が地域住民の現状や地域の実情を把握し、集落全体で将
11 来像を描くことが重要であることから、地域の実情に応じて、集落点検や集落のあり方に関する住民
12 同士の話し合い等を行えるように集落支援員等を活用しながら支援する。

13 また、地域コミュニティの拠点であるにも関わらず集落の小規模化等の影響により厳しい経営状況
14 となっている共同売店を支援するため、地域課題の解決に向けた取組を持続的に実践する共同売
15 店を中心とした地域運営組織の形成や生活圏内での機能・サービスを確保・集約した「小さな拠点」
16 づくり、周辺集落間をつなぐネットワークコミュニティを構築するなど、住民の生活に必要な生活サー
17 ビス機能の維持に取り組む。

18 さらに、若者が定着する魅力と活力にあふれた地域社会を形成するため、住民の創意・工夫を活
19 かして多様で魅力的な地域資源の掘り起こしや観光客等への認知度向上を図ることで観光需要を取
20 り込み、関係人口や移住者の増加及び地域消費の促進を通じて地域づくり活動の活性化に繋げるよ
21 う取り組む。

22

23 「集落の再編整備」

24 集落の再編整備については、UIJターンを含む若者定住を促進し、地域の持続的発展を図るため、
25 住宅ストックの形成や住みやすい住環境づくりを目的とした各種公共施設等の整備を促進する。

26 また、住宅確保の課題に対応し、空き家の利活用をはじめ移住希望者のニーズに対応した宅地や
27 住宅の整備及び供給について、関係市町村の取組を支援する。

28

29 「集落を支援する人材の確保」

30 集落を支援する人材の確保については、地域の実情に応じて、集落点検や集落のあり方に関する
31 住民同士の話し合い等に従事する集落支援員や、地域力の維持・強化に直接資する地域協力活動
32 の担い手となる地域おこし協力隊などのサポート人材の設置を促すとともに、国の制度と過疎市町村
33 等の現場の総合的なコーディネート、先進事例等の情報提供や広域で地域づくり活動に取り組む人
34 材を集める場を設けるなど、実行的な集落対策を展開できるよう支援する。

35

- 1 (2)取組内容については、別紙参考資料の一覧表のとおり
- 2

1 第2節 地域の資源・魅力と特性を生かした産業振興と地域経済の活 2 性化



4 1. 産業の振興

6 (1) 施策展開

7 過疎地域等の特性と住民の創意を生かした特色のある産業の振興が、地域の持続的発展に果た
8 す役割が大きいことから、産業振興のための諸計画との調和を図りつつ、総合的・計画的な施策の推
9 進を図るため、以下の事項に取り組む。

11 「農林水産業の振興」

12 農業については、かんがい施設、ほ場及び防風施設等の各種農業生産基盤の整備を推進すると
13 ともに、農業技術の開発・普及、農業経営の安定化及び担い手への農地利用集積や農業後継者の
14 育成・確保に努め、生産供給体制の拡充強化を図る。特に過疎地域等において地域経済に重要な
15 位置を占めるさとうきび産業や畜産業の振興に努めるとともに、亜熱帯海洋性気候を生かした園芸作
16 物等の生産振興を図る。さらに農業者自らが生産・加工・販売を行う6次産業化による高付加価値化
17 など所得の向上による農業の振興を図る。

18 林業については、保安林等の整備を推進し、国土の保全、水源のかん養等、森林の持つ多面的
19 機能の維持増進に努めるとともに、林業生産基盤の整備を促進する。また、担い手の育成・確保に努
20 め、県産木材及び特用林産物の生産振興等、地域の特性に応じた林業の振興に努める。

21 水産業については、良好な漁場環境の最大活用とつくり育てる漁業等を推進し、新しいニーズに
22 対応した漁港・漁村の整備を行い、資源管理型漁業の推進及び水産物流通加工体制の整備拡充等
23 を図るとともに、漁業後継者の確保・育成に努め、漁業経営の安定化を図る。また、水産業の生産基
24 盤となる漁港・漁場施設の整備を引き続き推進する。漁港施設については、長寿命化対策、防災・減
25 災対策、荒天時の安全係船対策、漁業就労環境の改善等を柱とした整備を推進し、漁場施設につ
26 いては、浮魚礁の更新整備等を推進する。

27 農山漁村地域においては、持続可能な定住条件の確保に向けて、農山漁村集落の環境整備を
28 促進するとともに、農林水産物の流通体制の整備や県内外への地域特産物の出荷コストの負担軽
29 減等により、持続可能な農林水産業の振興を図る。

31 「地場産業の振興」

32 地場産業のうち製造業については、地域資源を生かした特産品づくりを進め、加工施設の近代化、
33 加工技術の向上等生産体制の強化を図るとともに、製品の供給体制の安定化及び販路の拡大に努
34 める。

1 伝統工芸産業等については、需要の多様化等時代のニーズに合った製品の開発を促進し、商品
2 の多様化を図り、産地組合の共同購買及び共同販売等を促進するとともに、後継者の育成・確保及
3 び原材料の安定供給に努める。あわせて、産地組合の組織機能を強化する。

4 「企業誘致の対策」

5 企業誘致の対策については、本県の過疎地域等の持つ豊かな自然と独特的伝統文化等の地域
6 資源を生かし、環境保全に配慮しつつ、観光産業等の誘致を推進するとともに、農林水産加工品の
7 供給等関連産業への経済効果の波及拡大を図り、あわせて、地域の特性や企業ニーズを踏まえ、地
8 元自治体と連携して、企業の誘致を促進する。

9 「起業の促進」

10 起業の促進については、専門家による助言や創業時に特化した融資メニューの活用など、創業し
11 やすい環境の構築のほか、創業した後に事業が安定して継続できる支援体制の構築に取り組んで
12 いく。また、事業転換や経営多角化など、新たな取組にチャレンジする企業への経営支援に向けて、
13 政策金融機関や民間金融機関等との連携による融資の活用を促進する。

14 「商業の振興」

15 商業の振興については、域外客を増大させるため、離島フェアなどのPRの機会を通じ、地元產品
16 の認知度向上、販売促進を図る。また、地域商工会等による経営改善指導等の強化及び県融資制
17 度の各種資金の活用を図るとともに、地域産業を支える事業者や団体等が実施する地域ぐるみの取
18 組や、地域を越えて協働する取組に対し支援を行うことにより、地域商業活性化を促進する。

19 「観光の振興」

20 観光産業については、過疎地域等の持続的発展の先導的役割を担う産業として、亜熱帯・海洋性
21 の気候風土、美しい自然環境及び固有の伝統文化、地域社会との調整等に配慮し、サステナブル
22 (持続可能)／レスポンシブル(責任ある)／ユニバーサル(誰もが楽しめる)・ツーリズムの推進を念頭
23 に置きながら、エコツーリズム、アドベンチャーツーリズム等の体験・滞在型の観光等、地域の特色を
24 生かした個性ある観光地づくりを推進する。また、税制上の特例措置を活用した国内外からの観光
25 旅客の来訪の促進に資する高い国際競争力を有する観光地の形成や受入体制の整備、観光情
26 報の発信などを推進し、地域総体としての魅力の向上に努めるとともに、関連産業間の連携を強化し、
27 観光を軸とした地域経済への波及効果の拡大を図る。また、県内各地域の観光資源や魅力を活用し
28 た沖縄ならではのワーケーションのプロモーションを行い、働きながら過疎地域等での休暇を満喫で
29 きるワーケーションの実施を促進する。

30 「新たな産業の振興」

31 成長の可能性を秘めた新たな産業分野として期待されるブルーエコノミーに関する各種施策の展
32 開においては、過疎地域等の地理的特性を最大限に生かしていく観点を持つとともに、地域の活性

1 化にも資するよう、関係市町村と連携して取り組んでいく。

2

3 **「就業の促進」**

4 就業の促進については、地域住民が空いた時間等を活用して収入を得られるテレワーカーの育成
5 や地域内外の単発の仕事を請け負うギグワーカーとして就業できる機会を拡充するためのプラットフ
6 ォームを構築するなど、「時間」、「場所」、「組織」に関する多様な働き方の実現に向けた施策の充実
7 を図る。

8

9 (2)取組内容については、別紙参考資料の一覧のとおり

10

1 第3節 施策展開を支える取組の推進



2 3. 1. 移住・地域間交流の促進による人材の確保・育成

4 (1) 施策展開

5 過疎地域等の条件不利性を克服し、活力ある持続可能な地域社会を実現するためには、移住者の持続的な受入れによる人口の社会増の拡大、地域間交流等を通じて地域と様々ななかたちで関わりを持つ関係人口の創出及び地域社会の担い手となる人材の確保・育成が重要であることから、以下の事項に取り組む。

10 「移住の促進」

11 移住の促進については、移住者の受入れによる地域活性化につなげるため、県・市町村及び民間団体等が連携し先進事例や課題等の共有を図る協議会を開催するなど、市町村の創意工夫による移住者の受入れを支援するとともに、県外における移住相談会の開催や移住応援サイトの運用等を通じて、住まいや仕事、子育て支援など移住を検討する上で必要な情報を積極的に発信する。また、市町村と連携し移住希望者と受入地域の間をコーディネートし円滑に移住できるようサポートする中間支援組織の機能拡充を図る。

12 「地域間の交流の促進」

13 地域間の交流の促進については、過疎地域等の豊かな自然や独特の伝統文化を生かし、各種のツーリズムや児童生徒の体験交流等を行う。また、地域特有の魅力を広く発信するとともに、地域からの積極的な情報発信ができるようサポートすることで、認知度向上を図る。さらに、ワーケーションの誘客及び地域の現状や課題等を学び・体験・交流するモニターツアー等を実施し、地域とのつながりを促進することにより、関係人口の創出を図る。

14 「地域の担い手となる人材の確保・育成」

15 地域社会の担い手となる人材の確保・育成については、地域おこし等を実現するために必要な専門知識やノウハウ、経験を有する人材の育成、地域おこし協力隊などの外部人材の誘致、地域おこしに取り組む関係者のネットワークの充実・強化、地域住民が地域課題に接する機会の拡充に取り組むほか、関係市町村と連携して地域内外の若者等を呼び込むことができる雇用環境の整備を促進する。

16 過疎地域の小規模離島等では、民間事業者だけでなく自治体においても人材の不足が課題となっているため、地域おこし協力隊のほかに自治体業務経験者など地域外の人材の積極的な活用により、地域が抱える問題解決や地域力の維持・強化を促進するとともに、外部人材も含めた地域ぐるみでの関係者間のネットワークを充実・強化するなど、積極的なサポートを行う。

1 さらに、地域全体で複数の事業者の仕事を組み合わせて年間を通じた雇用を創出し、地域事業
2 者が協同して職員を通年で雇用した上で、それぞれの地域事業者に派遣できる特定地域づくり事業
3 協同組合制度の複数市町村にまたがる活用についても、関係市町村と連携しながら地域の要望に
4 応じて支援する。

5

6 (2)取組内容については、別紙参考資料の一覧のとおり

7



1

2. 地域における情報化

3

4 (1) 施策展開

5 本県の過疎地域等は、沖縄本島北部と広大な海域に点在する多くの離島にあるため、地域
6 の情報化の促進を図ることは、地理的不利性を克服し、定住条件の整備と産業振興を図る上
7 で不可欠であることから、以下の事項に取り組む。

8

9 「情報通信基盤の整備及び地域情報化の促進」

10 情報通信基盤の整備については、民間の自主的な整備が困難な過疎地域等において、都市
11 部と同等の情報通信環境を確保し、デジタル社会に対応するため、民間通信事業者、関係市
12 町村及び国と連携を図りながら、海底光ケーブルや光ファイバ網、5Gをはじめとした次世代
13 の情報通信基盤の整備を推進する。

14 地域情報化の促進については、地理的な遠隔性をはじめ、過疎地域等が抱える様々な不利性を
15 克服するため、観光業、農林水産業、製造業など地域の事業者と情報通信事業者との連携・共創に
16 よるDXの取組を支援するとともに、地域のDXを牽引する人材や企業等のデータ活用人材の育成支
17 援に取り組む。また、離島の各セクターが持つデータのオープン化を促進するとともに、官民の様々
18 なデータを地域の活性化や新たなビジネスに活用できるデータ活用基盤を構築し、地域の企業等へ
19 の活用を促進する。また、自治体DXの推進体制の強化を図るため、市町村に対し、職員の人材育成
20 や、個別の実情に応じた伴走型の支援を行う。その他、先端ICTに対応した社会システムの構築や
21 新ビジネスの創出に向けては、新技術の実用化研究や新たなビジネスモデルの実証事業の場(テス
22 トベッド)として過疎地域等の活用を促進し、先端技術の取り込みを図る。

23

24 「ICTを活用する能力の習得に向けた機会の提供」

25 ICTを活用する能力の習得に向けた機会の提供については、「超スマート社会 (Society5.
26 0)」の到来を見据え、地域住民がICTを活用する能力を習得することができるよう、過疎地
27 域持続的発展支援交付金等を活用し、市町村等と連携した事業を実施する。

28

29

30 (2) 取組内容については、別紙参考資料の一覧のとおり

31

32

第4節 過疎市町村等に対する援助

過疎地域等の振興については、これまで沖縄県過疎地域自立促進計画等に基づき諸施策が講じられ、産業基盤、交通・通信体系、生活環境等社会資本の整備を進め、相当の成果を上げてきた。

しかしながら、過疎地域等の持つ地理的、自然的条件の不利性から、非過疎地域との間には依然として多くの格差があるほか、若者の慢性的な流出や高齢化の進行など、なお多くの課題が残されておりが、過疎市町村等は総じて財政力が脆弱であることから、引き続き、過疎市町村等に対し、行財政上の援助措置として県単独補助事業、国庫補助事業に対する県費のかさ上げ及び貸付事業を実施する。

施 策 名	事 業 内 容	備 考
農業の振興	① 水利施設整備事業 補 助 率:15.5%(離島) 11%(本島) 補助対象:農業用用排水施設の新設・改良	県費かさ上げ
	② 農地整備事業 補 助 率:16.5%(離島) 14.5%(本島) 補助対象:区画整理等の基幹事業とあわせて行う総合的な農業生産基盤の整備	県費かさ上げ
	③ 水質保全対策事業(耕土流出防止型) 補 助 率:15%(離島) 12.5%(本島) 補助対象:土砂流出防止対策施設等の整備	県費かさ上げ
	④ 農地保全整備事業 補 助 率:15%(離島) 10%(本島) (あわせて行う工事) 区画整理等 16.5%(離島) 14.5%(本島) 畑かん 15.5%(離島) 11.0%(本島) 補助対象:農地浸食防止工事、特殊農地保全整備工事、珊瑚礁等の排除事業、防風施設工事	県費かさ上げ
	⑤ 国営かんがい排水事業 補 助 率:20/3%(離島) 5%(本島) 補助対象:農業用用排水施設の新設・改良	県費かさ上げ
	⑥ 農業基盤整備促進事業 補 助 率:15.5%(離島) 11%(本島) 補助対象:農業用用排水施設の新設・改良、農作業道、農用地の区画形質等の変更	県費かさ上げ

施 策 名	事 業 内 容	備 考
	<p>⑦ 農業集落排水事業 補 助 率:15%(離島) 12.5%(本島) 補助対象:農業集落の汚水処理施設等の整備・改築</p> <p>⑧ 集落基盤再編・整備事業 補 助 率:15%(離島) 12%(本島) 補助対象:農業生産基盤整備と農村生活環境整備の総合的な整備</p>	県費かさ上げ
水産業の振興	<p>① 漁港漁村環境整備事業(漁村再生交付金事業) 補 助 率:漁港施設20.0%(離島) 10.0%(本島) その他12.5%(離島) 10.0%(本島) 補助対象:漁港施設、漁場施設、漁港環境施設、漁業集落環境施設、水域環境保全、地域創造型</p>	県費かさ上げ
航空交通の確保	<p>① 離島空路確保対策事業(運航費補助) 補 助 率:欠損額から国の補助額を差し引いた額の2/3以内 補助対象:離島航空路線の運航に伴い生じた欠損額</p> <p>② 離島空路確保対策事業(航空機購入費補助) 補 助 率:1/4以内 補助対象:離島航空路線の航空機購入費</p> <p>③ 離島交通ヘリコプター活用支援事業 補 助 率:1/3以内 補助対象:ヘリコプターチャーター料金</p> <p>④ 離島航空路チャーター運航支援事業 補 助 率:2/3以内 補助対象:離島航空路線のチャーター方式による運航に伴い生じた欠損額</p>	県単独 県単独 沖縄振興特別 推進交付金 沖縄振興特別 推進交付金
陸上交通の確保	<p>① バス路線補助事業 補 助 率:1/2以内 補助対象:生活バス路線運行による経常欠損額及び 車両購入費 (離島・過疎地域は補助要件及び限度額を緩和)</p>	県単独

施 策 名	事 業 内 容	備 考
海上交通の確保	<p>① 離島航路補助事業(運航費補助) 補 助 率:欠損額から国の補助額を差し引いた額の 2/3以内 補助対象:離島航路の運航に伴い生じた欠損額</p> <p>② 離島航路運航安定化支援事業 補 助 率:公営航路90/100、民営航路72/100 補助対象:離島航路事業者の船舶確保に係る建造費 又は購入費</p> <p>③ 離島航路船員確保・育成支援事業 補 助 率:1/2以内等 補助対象:船員の研修、海技免許取得等に要する経費</p>	県単独 沖縄振興特別 推進交付金 沖縄振興特別 推進交付金
医療の確保	<p>① へき地患者輸送車(艇)整備事業 補 助 率:1/2 補助対象:へき地患者輸送車(艇)の整備</p> <p>② へき地診療所施設整備事業 補 助 率:1/4 補助対象:へき地診療所施設の整備</p> <p>③ へき地診療所運営補助事業費 補 助 率:1/4 補助対象:へき地診療所の欠損額の補助</p> <p>④ へき地診療所設備整備補助事業 補 助 率:1/8 補助対象:へき地診療所の設備整備</p>	県費かさ上げ 県費かさ上げ 県費かさ上げ 県費かさ上げ
その他	<p>① 市町村振興資金貸付金 根 拠:沖縄県市町村振興資金貸付基金条例 対象事業: ・ 離島、辺地又は過疎地域の振興に必要な事業 ・ 合併市町村振興事業 貸付利率: ・ 財政融資資金の貸付利率に10分の7を乗じて得た 利率に2分の1を乗じて得た利率 ・ 無利子 償還期間: ・ 15年以内(うち据置期間1年以内) ・ 10年以内(うち据置期間1年以内)</p>	貸付事業

施 策 名	事 業 内 容	備 考
	<p>償還方法:</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 元利均等年賦償還 <p>貸付限度額:</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 原則として、1市町村につき一會計年度1億円 ・ 1合併市町村につき一會計年度2億円 	

1
2

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20

21 沖縄県過疎地域持続的発展計画
22 (令和8年度～令和12年度)
23 沖縄県企画部 地域・離島課
24 沖縄県那覇市泉崎1-2-2
25 TEL(098)866-2370

26
27
28
29
30